

睡眠学会教育講演アーカイブに関する著作権取扱規程

第1条(目的)

この規程は、本学会が主催または共催する教育講演、シンポジウムその他これに準ずる企画における講演内容の録音、録画、資料データその他一切の記録物(以下「講演コンテンツ」という)をアーカイブ化し、教育目的で利用するにあたり、適正な著作権の取扱いを定めることにより、講演者の権利保護、本学会の教育的資産の適切な管理および法的リスクの低減を図ることを目的とする。

第2条(適用範囲)

1. 本規程は、本学会が管理・運営する教育講演アーカイブ(オンライン配信、教材化その他これに類する利用を含む)に適用する。
2. 講演者は、講演実施前に本規程の内容を確認し、書面または電磁的方法により同意するものとする。

第3条(著作権の帰属および利用許諾)

1. 講演コンテンツの著作権は、原則として講演者(またはその所属機関)に帰属する。
2. 講演者は、本学会に対し、講演コンテンツを国内外において無償で非独占的に利用する権利を許諾する。許諾には、複製、公衆送信(送信可能化を含む)、上映、翻案、編集、抜粋および保存を含む。
3. 前項の利用は、次の各号に定める範囲に限定する。
 1. 本学会会員向けオンライン配信。
 2. 学会内部における教育・研修目的での利用。
 3. 前各号に付随する編集、抜粋および技術的加工。
4. 公開期間は、公開開始日から起算して5年間とする。期間満了後の継続利用については、講演者と協議の上、合意により延長できる。
5. 本学会は、講演コンテンツを営利目的で第三者に販売、再許諾その他商業利用してはならない。ただし、学会活動の範囲内で必要な業務委託先に取り扱わせる場合はこの限りでない。
6. 講演者は、本規程に基づく適法な利用の範囲内において、著作権者人格権を行使しない。

第4条(第三者著作物の取扱い)

1. 講演コンテンツに第三者が著作権を有する著作物が含まれる場合、講演者は日本国著作権法を遵守し、必要に応じて適切な許諾を取得するものとする。
2. 引用を行う場合は、著作権法第32条の要件を満たさなければならない。
3. 出典は適切な方法により明示する。
4. 第三者著作物の利用に関する法的責任は講演者が負う。ただし、本学会に故意または重大な過失がある場合はこの限りでない。

第5条(引用に関する推奨事項)

1. 第三者著作物を引用する場合には、著者名、文献名または書籍名、発行年、学術誌名または出版社名を適切に明示することが望ましい。
2. 講演者は、次の事項に配慮することが望ましい。
 1. 第三者著作物の使用を必要最小限とすること。
 2. 模式図および概念図は可能な限り自作すること。
 3. 教科書図版の転載は可能な限り避けること。
 4. 必要に応じて講演用資料とは別に公開用資料を作成すること。

第6条(資料の修正および公開停止)

1. 講演コンテンツについて著作権上または運営上の問題があると判断した場合、または出版社その他の権利者から著作権侵害の申し立てがあった場合、本学会は講演者に対し、問題部分の編集、削除または差替えを求めることができる。
2. 前項の場合、本学会は必要に応じ、事前通知なく当該講演コンテンツの全部または一部の公開を一時的に停止できる。
3. 講演者は、合理的な理由(個人情報漏洩の懸念、権利侵害の可能性その他相当の理由)がある場合、講演コンテンツの全部または一部の公開停止を請求できる。本学会は当該請求を受けた場合、速やかに協議の上、適切に対応する。

第7条(教育的資産としての管理)

1. 講演コンテンツは、著作権が講演者に帰属することを前提として、本学会の教育的資産として適切に管理する。
2. 将来的な再利用は、第3条に定める許諾範囲内で実施する。
3. 紛争が発生した場合、本学会は本規程に基づき合理的な措置を講じる。

第8条(同意の取得)

本学会は、講演依頼時に本規程を提示し、講演者から書面または電磁的方法により同意を取得する。

第9条(改正)

本規程の改正は、理事会の承認をもって行う。

附則

1. 本規程は、令和8年4月1日より施行する。
2. 施行前に収録された講演コンテンツについては、講演者の個別同意を得た場合に限り、本規程を適用する。